

平成25年度第2回 野洲市景観審議会会議録

要 約 版

開催日時 平成25年9月11日（水） 午後2時から4時
場 所 中主防災コミュニティセンター2階 防災研修室

1. 開会

【事務局】 第2回野洲市景観審議会を開催させていただきます。

本審議会の成立ですが、9名中7名のご出席で、野洲市景観審議会委員条例第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立しています。

2. 挨拶

【会長】 良好な野洲市の景観まちづくりに向けて、屋外広告物条例の制定に向けて検討して行く。野洲市景観計画と一体となって魅力あるまちづくりの有効な施策としていく必要がある。特にこの野洲市景観計画の「おおぞら」がキーワードになっています。今日は屋外広告物条例素案について、協議を行いたい。

それと、新野洲クリーンセンターに係る意見書の結果報告も、前回の確認整理をしておきたい。

【市長】 屋外広告物の条例に向けての案をご審議いただく。景観は重要で、屋外広告物はその中で大きな要素になっている。重要な景観のためには一定の規制が必要です。一方で、地域の活性化や商業といった意味でも、ゼロにするというものではないので、良い秩序の中で情報を発信、あるいは商業活動していただくというかたちでのルール化という位置付けで条例の制定に向けていきたい。

【事務局】 （本日の資料確認）

3. 協議案件

○野洲市屋外広告物条例素案について

【会長】 それでは、議事に入ります。事務局に説明を求めます。

【事務局】 （資料3-1から資料3-3まで説明）

【会長】 質疑に入ります。5ページの参考資料ですが非自家用広告物の中の道標・案内図板ですが、案内内容が40%以下だと非自家用広告物となくなるのか。

【事務局】 通常の非自家用広告物の設置が出来ないところでも、案内図板のみを設置が出来るという基準を設けて、この参考資料の中で整理している。

通常の非自家用は 100%そこに店名しか書いていなければ、案内も何もないので非自家用広告物となるが、その中に矢印や 1 km 先を 40%以上入れたら案内図板となり、基準で分けている。

【会長】 7 ページあたりから建物との関係が具体的に書かれていますが、県と野洲市条例で比較し野洲市のほうは大分厳しい。高さが県条例では 2 階建の家より高い物が許可されるが、こう見ると大きい。幅に関して、県の条例では特に無かったですね。

【事務局】 その他の調整区域等で面積制限が無い場所もあるので、幅をずっと伸ばして行き、土地いっぱいに掲出することは可能です。

【会長】 そこで野洲市条例では高さ 7 m と 2 階建住宅よりは低いと、これは幅は特に制限を設けず、縦の長さとは高さについて制限をかけるというもの。

【事務局】 後ほど提案させて頂く中に面積要件があり、高さ 7 m で仮に縦 3 m であれば、横は 10m が限界というものの面の制限を考えています。

【会長】 6 ページも同じようですね。

8 ページの相互間距離ですが、現在は 100m × 100m の区間に 2 個まで出せますが、これを制限して看板の数を減らすという規制を検討。

【A 委員】 4 ページの南地区をモデル地区にした理由を教えてください。

【事務局】 野洲市の景観計画との整合を図って運用を行っていくのが屋外広告物条例の適正な運用になると考えています。

野洲駅南地区を設定しているので、「中山道沿道」と「中山道沿道を除く区域全体」ということで、屋外広告物も 2 つの考え方で中山道沿道自体を昔ながらの町並みを作り上げていく、中山道沿道を除く区域については市の活性化と一体的に考えているので、少し規制の基準を変えたものを考えた。

【B 委員】 6 ページで、広告面積からみると、県の条例から大幅に小さくなって、30m のビルの上に 5 m の広告を仮に乗せた時に、現実的に肉眼で見ることが出来なければ、実質的に広告を制限するのと同じようなことになる。例えば他の市町村ではこのような制限を設けられているか。

【事務局】 滋賀県の条例で琵琶湖の沿岸は屋上広告物が設置できません。

例えば長浜市も、琵琶湖の沿岸は設置が禁止されています。そして高さが 5 m まで、6 m まで、20m の設定があったりと地域毎で高さの設定がある。

現段階で、職員が市内を巡回している中で、5 m を超えている物は無い。

5 m で一定の制限が加わることは、この数値からも図からも明らかです。

【会長】 5 m といってもこの天井の高さの 2 倍はあり結構大きい。一方で、本当に遠くから見せる必要があるのかということもあり、他の一般的なものと比べたら認知される大きさではないか。そうしないとこれは 20m までは許可が出る。規

制として野洲は5mにしようという一つの提案です。

【会長】 資料3-2で分類されている言葉ですが、県では禁止地域、許可地域とされているもので、これは全部ある意味制限をかけているので、禁止なら全部禁止という言葉で番1, 2, 3, 4とした方がわかりやすいのではと。

【事務局】 地域分類を4地域に分類というのが、1, 2, 3, 4というかたちで設定をするなり、野洲市独自で制定する際に、一番わかりやすいのは何かという観点で整理して全く問題無い。

(5分間休憩)

【事務局】 (資料3-4を説明)

【会長】 数字だけだと皆さんちょっと理解しにくい部分もある。全体に規制が厳しくなって大きさ等が小さくなっている内容ですね。

【C委員】 集落単位で農業をしているところが集落で農業組合を作って農業をしているグループがあるが、農機具の格納庫を建てて格納庫のシャッターにPRする為の広告が、あれは屋外広告になるのか。

【事務局】 屋外広告物に該当。基本的にはPRするしではなく、大衆に向けて表示される物が広告。自家用では10㎡を超えるものが申請が必要です。

【会長】 公共建築、例えば野洲市役所にしても看板があります。少し野放図になっていることから規制をしていく。野洲の場合は特におおぞらのまちということで、空を見上げてたくさん看板があるというイメージより、野洲に入ったらちょっとすっきりしているという方向でのこれは素案ですね。

【会長】 色に対してはどの段階でされるのか。看板の大きさもあるが、特に決まったチェーン店は全国統一で決まっているので色を変えたくないということもあり、屋外広告物の条例の中に盛り込むかどうかなんです。

【事務局】 今現在の野洲市の状況で考えますと、景観行政団体に平成24年の6月に移行し、景観計画を皆様のご審議のもと策定したところ。続きましてこの屋外広告物条例の検討ということで、まだまだ市民の皆様に景観行政団体になったこと、それから屋外広告物条例が自己の営業者の方なりに周知しきれているのかというと、そこまでいっていないのではないかと、今現状で確認しているところ。

色の規制についても課題の一つになってくるが、まずは野洲市の条例と野洲市の基準、規則で設定、その運用と続けて次の段階で、市民の意識の向上を図っていきながら、今一足飛びで考えるのは現状的にはどうかと考えている。

【会長】 今の段階ではまず、こういうものがありますよ、と認知して頂くと。

【D委員】 あまり厳しくはしなくても、と思います。看板があることで目印というか、あそこにあれがあったなというイメージがその看板で湧くので、突拍子も無い物でなければあってもいい。

【E委員】 景観を考える中で、電柱の広告の基準があるが、これが一番誰も何も貼らな

ければとてもすっきりと見える。全国的に何も無ければ建物自体がすっきりと綺麗に、一番手っ取り早いのではないか。

【会長】 無電柱化を一番にはありますが中々それが進まない。今のご意見は電信柱の看板についてと。電信柱無くすと一番良いけれど。

【会長】 あっという間に2時間経ちました。

【事務局】 また個別にでもご意見頂ければと思います。

4. 報告

○新野洲クリーンセンター建設に係る生活環境影響調査書の縦覧及び意見書の結果について

【会長】 もう一つ皆さんに確認して頂きたいこと、クリーンセンターの話です。

【事務局】 (資料5を説明)

【事務局】 来年度にかけ実施計画、建築物の具体の仕様が定まってくるので、その際には色彩についても具体的にご報告させて頂きたい。

【会長】 特にご意見ご質問無いようですので、この件については、当審議会では特に問題無いということによろしいですね。

今後も適正に事業を進めて頂きたい。

【会長】 先ほどの広告に関しては今日色々意見がありましたけれど、出尽くしてはいないと思いますので、検討材料として次回まで継続審議とさせて頂きます。

【A委員】 景観条例等は規制を重点とするのでなくして、美しいまちを作るというまちづくりのための景観やと。規制ばかりでなく、その辺の兼ね合いは十分考えて審議して頂きたい。

【会長】 有難うございます。第2回野洲市景観審議会を終了させて頂きます。事務局にお返しします。

【部長】 今回お示した案にもわかりづらい点多々あった中におきましても、素朴な疑問や貴重なご意見を賜り、今後の検討材料として次回の条例案をお示しさせて頂く中で、また検討させて頂ければと考えております。大変ありがとうございました。またわかりやすくする努力をさせて頂きたい。

—— 終了 ——